

令和8年度

津堅島農作業受託事業仕様書

1. 事業名

令和8年度 津堅島農業振興実証事業

2. 事業目的

津堅島地域において農業用機械の共同利用を実施し、農作業の省力化・効率化を推進するとともに、島内農業法人を中心とした共同農作業体制の実証を行うことで、持続可能な農業の実現に向けた推進主体の形成を図ることを目的とする。

3. 委託内容

- (1) 本市より指示のある圃場へ別表1の内容に基づき、業務を受託者が遂行するものとする
- (2) オペレーターによる農業用機械を使用した農作業の実施
- (3) 農業用機械の調達及びメンテナンス等
- (4) 月次・年度報告書の作成および提出
- (5) 地域農業法人・行政機関との連絡調整
- (6) その他の事項については、本市と受託者にて協議する。

4. 委託期間

委託契約の翌日から令和9年3月10日まで（年度単位）

5. 委託料および支払方法

委託料：委託業務の実施に要した経費の額とし但し、7,819,900円（消費税及び地方消費税額710,900円を含む）を上限とする。

支払方法：成果報告書提出後、指定口座へ振込

6. 成果物

- (1)日報及び月次報告書（利用実績・整備状況）
- (2)年度報告書（総括・課題・改善提案含む）
- (3)写真記録（作業前後・機械使用状況）

7. 守秘義務・個人情報の取扱い

- (1)利用者情報は適切に管理し、委託業務以外への使用を禁止する
- (2)関係法令に基づき、個人情報保護に努めること

8. 契約解除・違約条項

- (1)業務不履行、虚偽報告、重大な事故等が発生した場合、契約を解除できるものとする
- (2)違約金の有無および算定方法は別途協議の上、契約書に明記する

9. 留意事項

- (1)仕様書に記載された、作業の状況が把握できるよう作業日報（様式1）を記入するとともに、現場撮影を行い実績報告書とともに提出する。
- (2)本仕様書に基づき見積書を作成する積算経費の種別については大きく分けて、事業に直接携わる自社社員等の人件費（直接人件費）及び、事業執行に直接必要とされる農業用機械使用に係る経費（直接経費）並びに、会社としての管理運営に係る経費（一般管理費）の3点とし、これらの経費に消費税(率10%)を加えた額を見積額とする。
- (3)一般管理費の積算にあっては、(直接人件費+直接経費)×一般管理費率で算出するものとする。その際の一般管理費率については、10%以内とする。
- (4)契約に際し、本業務の契約形態は確定契約ではなく、概算契約とする。業務終了又は契約

期間終了どちらか早い日をもって、速やかに業務完了並びに精算報告を行い、委託者はその内容を精査し、契約額の確定を行うこととする。

(5)受託者は、本業務の実施により得られた個人又は企業情報を、本業務履行期間及び履行後において他に漏らしてはならない。

(7)本業務の履行に疑義が生じたとき、又は定めのない事項及び業務内容については、その都度、うるま市と協議して定めるものとする。

【別表1】農業用機械を要する農作業

	作業内容	備考
共通	耕耘	圃場の障害物は作業依頼者により取り除くこと
麦	播種／麦ふみ／収穫	仲里農園及び沖縄県麦生産組合より賃貸
かんしょ	畝立て／マルチ張り／収穫	
人参	畝立て／播種	
※その他の作物については、上記を参考に受付で要相談		